

消防試験研究センターだより vol.348

Voice...5

2015



top

大規模・高層建築物は、如何に守られてきたか
多様化する建築物の消防用設備等を守る消防設備士

こだま

新潟県立糸魚川白嶺高等学校における危険物取扱者試験への取り組み

支部の広場

富山県支部からお届け

宇奈月温泉(黒部市)

宇奈月温泉は、黒部市にある県内最大規模の温泉で黒部川の渓谷沿いなどにホテルや旅館が立ち並び、全国的に珍しい7kmにも及ぶ引湯管を使った引湯です。黒部峡谷鉄道のトロッコ観光の拠点として黒部峡谷を訪ねる多くの観光客が利用します。

ます寿司(富山市)

江戸時代より富山藩の献上品として使用されるなど、歴史や風土に根ざした富山ならではの食文化として、現在でも土産・贈答品、駅弁として全国的に知られています。木製の曲物(わっぱ)を器として使用し、放射状に笹の葉を敷き、酢でしめた後に味付けをした鱈の切り身を並べた押し寿司として、伝統的な形状が受け継がれています。



相倉合掌集落春のライトアップ(南砺市)

平成7年、県内では平家の落人伝説が語り継がれる深山幽谷「五箇山」にある相倉、菅沼の各合掌造り集落が「世界遺産」として登録されました。相倉には23棟の合掌造り家屋が現存し、田畑、石垣、雪崩から守る雪持林とともに懐かしい景観を見せており、ライトアップは毎年5回行われています。

おわら風の盆(富山市)

富山市八尾(やつお)地域で毎年9月1日から3日にかけて行われています。越中おわら節の哀切感に満ちた旋律によって、坂が多い町の道筋で踊り手たちが洗練された踊りを披露し、艶やかで優雅な女踊り、勇壮な男踊り、哀調のある音色を奏でる胡弓の調べなどが多くの人を魅了します。

Contents

001

top

大規模・高層建築物は、
如何に守られてきたか
多様化する建築物の
消防用設備等を守る消防設備士
一般社団法人全国消防機器協会
常務理事
鈴木 和男

003

こだま

新潟県立糸魚川白嶺高等学校における
危険物取扱者試験への取り組み

005

業務情報

008

支部の広場

富山県支部からお届け

010

topic

「とりあえず」から「ホンモノ」へ[その6]
山下 茂

明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究科 教授
元自治省(現・総務省)消防大学校長

合格体験記

014

消防庁の通知・通達等

016

業務報告

2・3月の試験実施結果・免状作成状況

表紙によせて



雨晴海岸から望む立山連峰(高岡市) / 表紙上段

雨晴海岸(あまはらしかいがん)は、高岡市北部の海岸で、日本の渚百選に選ばれています。晴れた日には富山湾越しに立山連峰の3,000m級の山々を望むことができ、景勝地として人気があります。2014年に「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟いたしました。



立山黒部アルペンルート 雪の大谷(立山町) / 表紙下段

立山黒部アルペンルートにある標高2,450mの立山室堂平は、世界でも有数の豪雪地帯で道路の除雪によって約500mにわたる雪の壁ができます。アルペンルート開通時の雪の壁は高さ20mに迫り、6月下旬まで迫力ある雪の壁の中を歩く「立山・雪の谷ウォーク」に多くの観光客が訪れています。

写真提供:(公社)富山県観光連盟、立山黒部観光(株)

5 Voice...

消防試験研究センターだより

2015 May vol.348



大規模・高層建築物は、如何に守られてきたか 多様化する建築物の消防用設備等を守る消防設備士

近年、建築技術の向上や建築資機材等の高性能・高機能化等、更には多様化するニーズに対応し、高層建築物や大規模な施設が急激に増加しています。また、2020年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックに向けて、東京を中心に多くの建築物・施設等の建設が予定されています。

これらの建物の防火安全対策と消防設備士の役割について、考えてみましょう。

1 インテリジェントビルと 消防防災システム

昭和60年代において、産業の情報化に対応して、電力・通信インフラの強化や、OA化に伴う各種配線の取り回しに配慮した高付加価値オフィスビルがインテリジェントビルとして、建築され、高層化や大規模化しています。

これらのビルの防火安全対策は、従来の消防用設備等の設置の考え方や性能機能、更には管理運用では、十分に対応することが困難と考えられました。しかしながら、法令を改正して対応するには、十分な知見が蓄積されていないなどの課題がありました。そこで、個別の建物ごとに特例により対応することとされ、「消防防災システムのインテリジェント化の推進」が提唱されました。これは、当時において、建築担当部局が高層建築物等には防災計画の策定を指導し、その防災計画による防火安全性を評価していました。この仕組みと連動し、当該建築物に最適な消防用設備等の設置が指導され、総合的な防災対策を講じられた消防防災システムの構築が推奨されたものです。

この消防防災システムは、設置対象物の用途や規模等に応じた防火安全対策を確保するために、積極的に新たな技術開発や創意工夫等が講じられて開発されたものであり、これにより消防防災システムの中心的な役割を果たす消防用設備等に係る技術の向上や建物全体の防火防災管理の向上が図られています。

この消防防災システムのインテリジェント化の推進により、消防用設備等に係る技術向上のみでなく、日常時の防火管理、設備管理運用等の業務についても、飛躍的な向上が図られています。

これらを踏まえ、技術的知見が蓄積されたこと、より運用しやすい制度等にすることを目的に平成16年に消防法令が改正され、消防用設備等に係る技術基準体系と制度面の見直しが行われています。



鈴木 和男 すずき かずお
一般社団法人全国消防機器協会
常務理事

2 消防防災システムの設置事例の 増加と消防設備士の資格

消防防災システムの設置工事等については、当該システムについての知見を有する消防設備士が工事や整備を行うこととされていました。その後、設置事例の増加や、技術的知見の普及等と相まって、その設置や整備について、より多くの専門技術者の必要性が生じてきています。これにより、平成16年の消防法令の改正により、特殊消防用設備等の総務大臣の認定制度の創設及び特殊消防用設備等の工事及び整備のできる甲種特類消防設備士資格が新たに創設されています。

甲種特類消防設備士は、消火設備に関する知識(1から3類までのいずれか)、警報設備に関する知識(4類)及び避難設備に関する知識(5類)を有している者であり、消防用設備等に係る幅広い知見を有していることと、あわせて、建物に求められている防火対策についての知識も必要とされています。

3 消防設備士制度の創設

昭和36年に消防法の改正と共に消防法施行令が新たに制定され、消防用設備等に係る全国統一的な規制体系が整備されています。これにより、防火対象物の用途、規模、収容人員等に応じて、必要とする消防用設備等の設置及び維持に係る技術上の基準の明確化が図られています。

主な消防用設備等は、建築設備に含まれることもあり、消防法令に基づく設置に係る工事、整備等を実施する者の資格、要件等が明確にされていませんでした。

一方、当時において、建築物における初期消火、安全避難等に資する消防用設備等の設置の工事及び整備の業務については、その多くが、極めて粗雑あるいは不適切に行



われている現状が散見されていました。また、消防用設備等が不適切に設置され、不十分な整備により適切な性能機能が維持できていないなどの問題も発生していました。

このような状況を背景に、消防用設備等の設置に係る工事及び整備については、一定の知識及び技能を有する者に行わせることとされ、昭和40年に消防設備士制度が創立されています。

4 消防設備士の業務に消防用設備等の設備設計が含まれている

消防設備士の業務は、消防法17条の5において、「消防設備士免状の交付を受けていない者は、法10条4項又は法17条1項の技術上の基準に従って設置しなければならない消防用設備等の当該設置に係る工事又は当該消防用設備等の整備をしてはならない。」とされています。

法令上、消防用設備等の「設計」の文字が含まれていませんが、「消防設備士の業務としての消防用設備等の工事には、工事をする以上は消防用設備等そのものの工事をすることについての設計は当然この中に含まれる。」と解釈されています。

従って、消防設備士は、消防法令に基づく技術上の基準により、防火対象物に消防用設備等を設置する場合の具体的な設備設計を行うことができます。

消防用設備等の設置に係る設備設計にあたっては、技術上の基準のみではなく、建築物に係る構造等に関する知識や特に防火に関する知識が不可欠となります。

これらについては、消防用設備等に係る工業会において、次表に掲げる工事基準書や設計・工事基準書を作

成、頒布しているため、消防設備士の試験を受けようとする方や既に消防設備士の資格を持っている方も、是非、入手し参考としていただくことをお奨めします。また、これらの工事基準書や設計・工事基準書には、法令で規定されている技術上の基準に加え、設備設計や設置工事、整備等に不可欠な実務的な知見が網羅されており、業務を担当する消防設備士の方の必見の書であるといえます。

5 消防設備士に求められていること

消防設備士は、消防用設備等に係る設備設計、工事及び整備について、業務独占とされています。これに伴い、その業務を誠実にやり、消防用設備等の質の向上に努めなければならない責務があります。

従って、消防用設備等に関するエキスパートであることが必要であり、法令の技術上の基準に従い、確実に設備設計ができ、設置工事や整備が確実にできる技量を有することが求められています。

このためには、消防設備士試験に合格し、免状の交付を受けて「消防設備士」資格を有したことが、ゴールではなく、更に技術的経験、知識を身に付け、確実に消防用設備等を設置し、安全と安心を提供していただくことが必要とされています。

更に、火災という万が一に備える消防用設備等は、適正に設備設計され、設置に係る工事や整備が万全に行われ、更に、適正に維持管理されることにより、機能が維持され、確実に使用できるものです。これらの一連の業務に携わる消防設備士の皆様方の確実な業務の遂行を期待します。

工事基準書、設計・工事基準書の名称	編集・発行している団体
①自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備 工事基準書(平成25年版) ②工事基準書ハンドブック	一般社団法人 日本火災報知機工業会 〒110-0016 東京都台東区台東4-17-1 偕楽ビル(新台東) TEL: 03-3831-4318(代) FAX: 03-3831-4365 E-mail: kaho@ab.inbox.ne.jp
①スプリンクラー設備設計・工事基準書 ②屋内消火栓設備等(屋外消火栓、連結散水設備、連結送水管、消防用水を含む)設計・工事基準書 ③泡・水噴霧消火設備設計・工事基準書 ④不活性ガス消火設備設計・工事基準書 ⑤ハロゲン化物消火設備設計・工事基準書 ⑥粉末消火設備設計・工事基準書 ⑦消火設備ハンドブック	一般社団法人 日本消火装置工業会 〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目18番2号 NKKビル4階 TEL: 03-5404-2181(代表) 03-5404-2182(技術直通) FAX: 03-5404-7371 E-mail: shou-sou@shosoko.or.jp



新潟県立糸魚川白嶺高等学校における 危険物取扱者試験への取り組み

吉田 秀敏 (よしだ ひでとし)
新潟県立糸魚川白嶺高等学校
工業科 教諭

1. はじめに

本校は、昭和36年4月に新潟県立糸魚川高等学校から分離独立し、商業科3学級、工業化学科1学級の新潟県立糸魚川商工高等学校としてスタートしました。昭和38年には商業科5学級、工業化学科2学級、平成2年には商業科4学級、工業化学科2学級、情報経理科1学級、そして平成10年には新潟県立糸魚川商工高等学校改め総合学科5学級の新潟県立糸魚川白嶺高等学校となり、平成15年に新教育課程に移行すると同時に総合学科4学級になって現在に至っています。総合学科ということで、従来からある普通科、商業科、工業科に加え福祉科があり、生徒のさまざまな進路希望に対応しています。

2. 資格取得について

本校は、学校目標において資格・検定取得を奨励しており、多くの生徒が様々な分野の資格・検定を取得できるよう各教科がそれぞれの持ち味を生かし指導にあたっています。私の所属する工業科では、全国工業高等学校長協会の各種検定をはじめ、ボイラー技士、危険物取扱者等の取得に力を入れており、計算技術検定は工業技術基礎で、情報技術検定は情報技術基礎で、ボイラー技士は原動機で、そして危険物取扱者は工業化学あるいは地球環境化学のそれぞれの科目で特に重点的にその指導・補習に取り組んでいます。

3. 危険物取扱者試験の取り組みについて

本校では、以前から危険物取扱者免状の取得に向け生徒への指導に取り組んできましたが、私が赴任する数年前は担当者の人事異動が度重なり、同じ担当者が継続的に指導することが難しい時期であったため、乙種4類取得者、乙種全類取得者がともに少ない状況で、平成22年度は、乙種4類取得者が2名、乙種全類取得者が0名でした。私が

赴任した平成23年度も乙種4類取得者が7名、乙種全類取得者が0名でした。

この年度での結果を私なりに分析した結論は、「生徒は年間をとおして意識的に学習しないと合格にたどり着けない」ということでした。新潟県では例年、7月と11月に高校生対象の特定試験が行われていて、この時期が近づくと地球環境化学、工業化学の授業と放課後の補習で対応していたのですが、集中して時間をかけて補習を行っている割に結果は思わしくない。これらの授業を受講している生徒よりも受講はしていないのだけれども「何としても危険物の資格がほしい」という生徒の方がより合格率がいいという結果もありました。これらの生徒の様子を比較すると、これらの授業を受講していない生徒は試験の時期が近づくと常に問題集や参考書を持ち歩き、寸暇を惜しんで学習に取り組んでいるのに対し、これらの授業を受講している生徒は、授業の中で特別に指導を受けている、あるいは放課後、補習を受けているという安心感からか休憩時間までを利用して勉強するという様子がかげえないという違いがありました。このことから、合格のためには、試験前の緊張感、合格したいという意識の持続が必要だと感じました。

では、意識の持続の方法としてどうしたらよいか、その方法として考えたのが、年間をとおして受験直前の状況を作り出すということでした。年2回の特定試験の他に隣の上越市で年4回の試験が行われているのですが、まずこれらを生徒に紹介しました。一般試験ということで、本来個人で行うべき願書の入手から提出までを学校の方でまとめて行い、出願書類の準備・提出の煩わしさを半減させて出願しやすくし、出願の回数を増やすことを考えました。次に、「乙種4類が取得できればいい」という生徒が比較的多い中、資格をたくさん持っているということは高校時代一生懸命勉強した証になり、就職試験に有利に働くことを説明し、乙種全類取

得あるいは甲種取得から就職試験までの受験ビジョン（○月で乙種4類、△月で3類と5類と6類、◇月で1類と2類、□月で甲種に合格して9月に就職試験に臨むというように）を示して、より上の資格を目指そうという挑戦欲を湧かせるように心掛けました。生徒の挑戦欲を湧かせるには受験ビジョンだけでなく、学校評議会（地元の企業や住民の方々に参加いただいて学校に対しての意見を伺う会議）の席上において地元で生徒に一番人気の企業の方から「履歴書に危険物取扱者甲種と書かれているのはインパクトがありますね」というお言葉をいただいていることや乙種全類合格あるいは甲種取得で図書カードの副賞付きで表彰されるということも話しています。生徒には受験ビジョンよりむしろこちらの方が効果があるように感じています。

4. 近年の危険物取扱者試験の合格状況

私が本校に赴任した平成23年度から26年度までの合格状況（延べ人数）をまとめると以下の表のようになります。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
甲種	0名	1名	2名	1名
乙種全類	0名	2名	1名	3名
乙種4類	7名	11名	10名	20名
丙種	17名	12名	15名	5名
合計人数	24名	26名	28名	29名

ここで注目していただきたいところは、23年度から26年度にかけて合格者の合計人数が微増するもののあまり変化がない中で、丙種の合格者が減り、乙種4類の合格者が増えているところです。特に25年度から26年度にかけて丙種が10名少なくなり、その分乙種4類が10名増えているところが大きく変化した部分です。

これには、本校のカリキュラムの関係で補習内容を変更したことが大きく影響しています。本校では1年次全員が共通の科目を履修します。この間に自分の将来を考えて2年次、

3年次の科目を選択し、自分だけの時間割を作り履修していきます。工業科の科目を生徒が履修するのは早くても2年次からで、前述した受験ビジョンを丙種から始めて3年次の9月の就職試験に間に合うように甲種取得までを実現しようとするとは一度も失敗できないという状況になります。25年度までは7月の特定試験をスタートにして補習の内容を丙種に合わせて行い、11月の特定試験では乙種4類の内容に合わせて行っていました。4月から授業が始まり、願書を準備する5月下旬までの生徒の授業の理解度から推測して、丙種からではなく乙種4類からスタートしても合格できるのではないかと考え、26年度から7月の特定試験の補習の内容を乙種4類に合わせて行いました。これにより、26年度のような結果が得られました。ただし、授業の理解度が乙種4類のレベルに達していないと判断できる生徒に対しては、丙種の受験を勧めるようにしました。

5. これからの指導について

乙種4類の合格と乙種4類合格後の乙種他類の合格を比較すると、他類の方が試験科目の法令と物理・化学が免除される分、消火・性質に絞って勉強できるため、一般に合格率は高いようで、本校の生徒を見てもこの傾向はあてはまります。このことから、全類合格を目指すには、まず乙種4類に合格することが重要で27年度以降も26年度と同じように特定試験の直前には最初から乙種4類の内容に合わせて授業・補習を行っていきたくと考えています。また、工業科の科目を履修する前の1年次生に対して少しでも早い時期から「危険物取扱者」という資格に対して意識を持ってもらい、2年次からの授業での補習を待ってから受験するのではなく、自ら進んで学習して、丙種あるいは乙種4類に合格し、2年次には、全類に合格して3年次でゆとりをもって甲種にチャレンジできるようにしていけたらいいと考えています。



平成27年度事業計画

業務情報

平成27年度 事業計画及び 収支予算

1 試験事業

(1) 危険物取扱者試験を全都道府県で実施する。

試験実施予定回数

	甲種	乙種	丙種	合計
当年度	290回	2,650回	390回	3,330回
前年度比	10回	130回	20回	160回

(参考) 受験申請者の見込み

	甲種	乙種	丙種	合計
当年度	27,000人	377,500人	42,000人	446,500人
前年度比	△500人	△11,000人	△1,000人	△12,500人

(2) 消防設備士試験を全都道府県で実施する。

試験実施予定回数

	甲種	乙種	合計
当年度	680回	790回	1,470回
前年度比	30回	30回	60回

(参考) 受験申請者の見込み

	甲種	乙種	合計
当年度	50,500人	52,500人	103,000人
前年度比	0人	500人	500人

(3) 危険物取扱者及び消防設備士試験のインターネットによる電子申請を推進する。

(参考) 電子申請者数は、受験申請者数の22.7% (平成26年4月～平成27年1月の実績)。

(4) 予防技術検定を全都道府県で実施する。(年1回・同一日)

(参考) 受験申請者は、7,700人(前年度比600人増)の見込み

(5) 支部試験実施状況調査を10支部程度実施する。

2 免状事業

(1) 都道府県知事の委託を受け、次の業務を実施する。

- ア 新規、書換え(写真書換えを含む)及び再交付免状の作成
- イ 写真書換え未了者へのお知らせ

(2) 都道府県の要請を受けて、免状データベースに講習履歴情報を収録する。

(参考) 免状作成等の事務処理件数の見込み

(単位：件)

	区分	新規交付	書換え		再交付	合計
			写真	写真以外		
当年度	危険物取扱者	169,200	95,000	1,900	12,200	278,300
	消防設備士	27,600	11,600	200	1,000	40,400
	合計	196,800	106,600	2,100	13,200	318,700
前年度比	危険物取扱者	△4,900	△13,600	200	700	△17,600
	消防設備士	0	△400	0	100	△300
	合計	△4,900	△14,000	200	800	△17,900

(注)書換え(「写真」以外)については、新規交付又は再交付との同時申請分を除いた件数

3 企画研究事業

- (1) 当センター事業の安定的な推進に資するため、調査研究事業を次のとおり実施する。
 - ア 危険物取扱者試験の受験申請者が減少している実態を踏まえ、危険物取扱者資格を有する者の今後の需要動向及び受験申請者数の動向等について調査を行うとともに、学識経験者等からなる委員会を設置し、有資格者の需要を確保する方策等について検討を行う。
 - イ 試験問題の作成等の参考に資するため、危険物施設等の従事者の防火・防災に係る安全管理及び危機管理、危険物製造所等の構造、機能等についての知識・技能の向上のための調査研究を行う。
 - ウ 上記ア、イの研究成果については、当センターのホームページ及び広報誌（Voice.）に掲載するなどして広く提供する。
- (2) 平成27年度から運用開始する業務情報システムの円滑な稼働、運用を行う。また、利用者の利便性の向上や業務の一層の効率化に資するため、将来における業務情報システムのあり方等について業務研究会を活用して検討を行う。
- (3) 個人情報取扱事業者として、個人情報の厳格な取扱い、管理・監督の更なる徹底を図る。
- (4) 広報事業を、次のとおり実施する。
 - ア 危険物取扱者及び消防設備士等の試験情報や受験申請手続並びに有資格者に対する写真書換え制度について周知するため、ポスター、パンフレット等を作成し、都道府県及び消防機関等に配布するとともに、消防関係専門誌の誌面を活用するなど広報活動に努める。
（広報資料の作成）
 - （ア）資格取得広報ポスター（25,000枚）及びパンフレット（130,000部）
 - （イ）資格取得広報リーフレット（危険物取扱者、消防設備士各50,000枚）
 - （ウ）試験実施日程パンフレット（75,000部）
 - （エ）電子申請利用促進広報リーフレット（90,000枚）
 - （オ）写真書換え促進広報ポスター（16,000枚）及びリーフレット（130,000枚）
 - イ 広報誌「消防試験研究センターだよりVoice.」を発行する。
危険物に係る災害事故等の防災対策の研究成果や現状並びに防火防災に関する取組等について学識経験者や研究者による解説、受験合格者による体験談等を掲載し、誌面の充実に努める。
また、都道府県等関係団体に配布するとともに、当センターのホームページにも掲載する。
- (5) 「平成26年度版危険物取扱者、消防設備士試験・免状統計表」を350部作成し、消防庁及び都道府県等に配布する。

4 その他事業

- (1) 業務監査を、15支部程度実施する。
- (2) 試験業務及び免状業務の円滑な執行を図るため、全国支部長会議、ブロック幹事支部長会議を東京で開催するとともに、都道府県消防主管課の出席を得て全国7ヶ所でブロック支部長会議を開催し、業務説明及び意見交換を行う。
- (3) 消防防災推進事業助成を68事業に対して行う。
- (4) 新任支部長・副支部長研修、職員を対象とする研修等を実施する。

平成27年度収支予算書

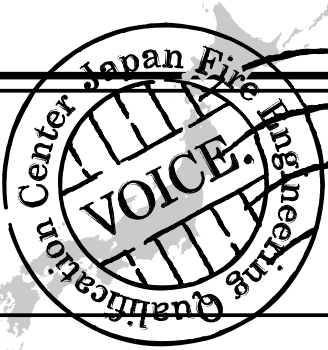
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	6,200	6,200	0	
② 特定資産運用収入	50	50	0	
③ 試験手数料収入	2,001,400	2,115,000	△ 113,600	
④ 免状受託料収入	536,730	577,100	△ 40,370	
⑤ 雑収入	1,400	1,400	0	
事業活動収入計	2,545,780	2,699,750	△ 153,970	
2 事業活動支出				
① 試験事業費支出	2,279,000	2,283,700	△ 4,700	
② 免状事業費支出	501,600	506,600	△ 5,000	
③ 管理費支出	96,900	104,310	△ 7,410	
事業活動支出計	2,877,500	2,894,610	△ 17,110	
事業活動収支差額	△ 331,720	△ 194,860	△ 136,860	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	24,500	456,500	△ 432,000	
投資活動収入計	24,500	456,500	△ 432,000	
2 投資活動支出				
① 特定資産取得支出	35,000	45,000	△ 10,000	
② 固定資産取得支出	25,000	432,000	△ 407,000	
③ 敷金・保証金支出	0	0	0	
投資活動支出計	60,000	477,000	△ 417,000	
投資活動収支差額	△ 35,500	△ 20,500	△ 15,000	
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入	0	0	0	
2 財務活動支出	1,960	1,960	0	
財務活動収支差額	△ 1,960	△ 1,960	0	
IV 予備費支出	30,000	33,000	△ 3,000	
当期収支差額	△ 399,180	△ 250,320	△ 148,860	
前期繰越収支差額	450,000	350,000	100,000	
次期繰越収支差額	50,820	99,680	△ 48,860	

業務
情報

information



支部の広場

富山県支部からお届け

はじめに (富山県の概要)

3月14日、待ち望んでいた北陸新幹線が開業しました。首都圏から2時間と映画一本の時間で映画のような世界へおいでいただけるようになりました。

映画のような世界の富山県は、本州の中央北部に位置し、東・南・西の三方を急峻な山々に囲まれ、蝶が羽を広げたような形が特徴です。富山市を中心に半径50km圏内におさまるコンパクトな県土に、標高3,000m級の山々が連なる立山連峰、日本一の落差(350m)を誇る称名滝、ホタルイカが獲れ、蜃気楼が現れる神秘的な海「富山湾」などダイナミックな大自然が広がっています。そして、豊かな自然がもたらす豊かな食に恵まれ、山々は水を磨いて美味しい米と芳醇な酒を、水深1,000mの海は天然の養となってキトキトの(新鮮で美味しい)魚を届けます。

また、世界有数の山岳観光地である立山黒部アルペンルートは年間100万人が訪れ、海外でのPRプロモーションにより外国の観光客も近年増加しています。他にも世界遺産の五箇山合掌造り集落や国宝瑞龍寺など、ただ佇むだけで湧き上がるような感動に出会える場所がいっぱいです。昨年10月には、富山湾が、フランス・モンサンミッシェル湾やベトナム・ハロン湾など38湾(24カ国と1地域)が加盟する「世界で最も美しい湾クラブ」に、日本では松島湾に次いで加盟しました。

さらに、多彩な文化にも恵まれ、県内各地では、哀愁を帯びた胡弓の音色が響く八尾おわら風の盆をはじめ、城端むぎや祭り、高岡万葉まつり、世界演劇が鑑賞できる利賀フェスティバルなど情緒あふれる祭り・イベントが多数開催されています。

是非、多くの方々にゆっくり寛いでいただきたいと思えます。

支部の状況

当支部は県庁から南へ約2km、富山県防災センターの2階にあり、市街地ですが駐車場も整備され、来訪者の利

便が確保されています。

当支部は支部長と職員2名の体制で、適正かつ公正な試験業務等が実施できるよう努めています。

試験業務の概要

[危険物取扱者試験の実施状況]

危険物取扱者試験は、6月、10月及び2月の年3回、受験者の利便を図るため、県内中央部の富山市、東部の魚津市そして西部の高岡市の3会場で実施しています。

また、高校生を対象とした特定試験を、11会場で延べ22回実施しています。

過去5年間の受験申請者数の推移は表1のとおりとなっており、ここ数年8,500人前後で推移していましたが、平成26年度には8,000人を下回りました。

■表1 危険物取扱者試験受験申請者数の推移

(単位:人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
甲種	631	618	604	638	648
乙種	5,886	6,617	6,668	6,741	6,062
丙種	1,342	1,250	1,327	1,196	1,106
計	7,859	8,485	8,599	8,575	7,816
うち高校生	4,038	4,679	4,531	4,370	4,049
比率(%)	51.4	55.1	52.7	51.0	51.8

このため、これまでの広報を見直すことにし、新たにラジオによる広報や公共施設での募集案内ポスターの掲示などの協力をお願いして、一層周知に努めていきたいと考えています。

また、受験者の大半を占める高校生の動向が大きく影響することから、これまで以上に学校と連携を密にしながら学校行事と重ならない試験日の設定等、生徒が受験しやすい環境づくりにも努めていきたいと考えています。

[消防設備士試験の実施状況]

消防設備士試験につきましては、一般試験を8月及び1月の年2回、富山市で実施しております。

過去5年間の受験申請者数の推移は表2のとおりとな



■表2 消防設備士試験受験申請者数の推移

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
甲種	397	493	450	444	521
乙種	418	501	546	478	522
計	815	994	996	922	1,043

ており、ここ数年、千人を超えていませんでしたが、平成26年度には1,043人と千人を超えました。

受験申請者の状況をみますと高校生の甲種及び乙種の受験申請が見られることなどから、今後、一人でも多くの生徒が資格を取得することができるよう、学校とこれまで以上に緊密に連携していきたいと考えています。

○ 免状業務の概要

免状業務の概要につきましては、過去5年間の推移は表3のとおりとなっています。

■表3 免状交付件数の推移

年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
危険物取扱者	新規	3,403	3,684	3,776	3,434	3,077
	写真	2,161	2,183	2,249	1,854	1,788
	本籍等	37	42	21	30	29
	再交付	205	215	202	203	178
	計	5,806	6,124	6,248	5,521	5,072
消防設備士	新規	272	292	292	261	301
	写真	235	245	190	172	150
	本籍等	5	7	3	1	3
	再交付	9	18	8	4	14
	計	521	562	493	438	468

新規の免状交付数は受験申請者数に比例しており、近年は減少傾向にあります。

また、写真の書換え等についても減少していますが、平成22年度から「写真書換え未了者へのお知らせ」の葉書を郵送したところ増加するなど、周知の効果が大きいことから、今後ともお知らせ葉書を継続して実施することとしています。

さらに、これまで以上に関連団体の協力を得て講習会等での指導をより徹底するなど、免状の適正な管理・更新に努めていきたいと考えています。

○ 試験監督員業務の概要

試験監督業務につきましては、国家試験であり、全国に通用する権威のある資格であることから、適正かつ公正に実施することが求められています。

このため、試験監督員実施要領の周知徹底はもちろんのこと新任監督員や会場責任者監督員等の研修を充実し、試験監督員の資質の向上を図ってまいりたいと考えています。

なお、現在、試験監督員として74名の方々を委嘱要領に基づき登録しています。

○ 終わりに

当支部では、受験者の確保対策や電子申請の推進など様々な課題がありますが、今後とも、公正・公平で円滑な試験業務の遂行と、適正で迅速な免状業務の実施及び効率的な業務運営を目指してまいりたいと考えています。

これまでと同様に県、市町村、消防関係機関、指定高校等との連携を深め、支部の業務が順調に推移するよう努めていかなければならないと考えていますので、本部及び各支部の皆様方の温かいご指導・ご支援をいただきますようお願いいたします。

「とりあえず」から「ホンモノ」へ【その6】

○「端午の節句」は旧暦で…とすると

昨年のこの時期に、年中行事と旧暦との関係をお話したが、今回は「端午の節句」を取り上げよう。子供のための節句だとされるが、実のところ、元来の旧暦皐月五日にすると、今年の場合なら官暦6月20日で、ツユの真っ最中だ。そもそも「さみだれ」は「五月雨」だし、「五月晴れ」はツユの晴れ間で滅多にない。旧暦「五月」は鬱陶しい毎日、鯉ノボりを青空高く掲揚するなんてことは難しい。

ただ、肝心の菖蒲は、その頃になって花が咲く。官暦5月始めでは無理。奇数のゾロ目の数字で決まる日取りに設定せざるを得ない端午の節句だが、実は旧暦ではまことに気候が悪い。「さつき」は「悪月」とも呼ばれるほどで、みな不健康になりがちだから、鍾馗さまの力を借りつつ、刀剣のような姿をした菖蒲や吹き流しの鮮やかな色で邪気を払い、子供たちの疫病を防ぐのが元来の趣旨だったのだろう。

今年も遠からず、公衆衛生と同じく、防災関係者にとっても気苦労の多い時節がやって来る。こじつけるようで恐縮だが、そういう気象条件下でも、御身の健康で文化的な暮らしに役立つことゆえ、今回も、例のと通りの麦水類の話にお付き合い願う。まず、麦水類の誤用法の続きから。

○麦水類の誤用法その4：「イッキ呑み」をする

酒精分がゼロか微量しか含まない麦水類だから、たぶん、そんな飲み方をする人も、仲間に強要する人もいないとは思いますが、念のために言っておくと、「イッキ呑み」をしてはならない。もちろん麦酒でも、あんな飲み方は厳禁で、それがいけない理由など言うまでもないが、えてして忘れられがちなのが、麦水類は麦酒よりも製造工程が複雑で多くの人の手がかかっており、それだけ加工度も文化度も高いのだから、ああいう野蛮な飲み方には、なおのこと適さないという点である。

○麦水類の誤用法その5：ホンモノ麦水を呑んで運転

ここは話がいきさか複雑なので、落ち着いて解説願いたい。今どきの疑似モノの麦水類なら酒精度ゼロだから問題はないのだが、ホンモノの麦水、すなわちホンモノ麦酒と同じく、原材料に麦芽・ホップ・酵母・水だけしか用いないものの場合には、呑んだ後に自動車など車両の運転をしてはならない。

ホンモノの場合、麦酒を造るのと同じ原材料を用い、同じ工程で発酵させる。それを途中で止めて、逆浸透膜法とか呼ぶ方法によって、酒精分を除去していく。それで、酒精度を1%未満＝「酒」でないレベルにまで下げるのだが、

山下 茂 (やました しげる)

明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究科 教授。
元自治省 (現・総務省) 消防大学校長

自治省 (現・総務省) で地域政策室長・文書課長など、地方で栃木県総務部長・和歌山県副知事などのち、自治省消防大学校長に就任。さらに自治体国際化協会 (CLAIR) パリ事務所長を経て、平成16年から現職。

『体系比較地方自治』(平成22年・ぎょうせい) 『英国の地方自治』(平成27年・第一法規) 『フランスの選挙』(平成18年・第一法規) など、地方自治関係の著書・論文のほか、ペンネームでのエッセイなども多数。

完全には除去しないで、0.5%といったレベルにしたら完成品とする。

人によっては、体質上、そんな微量の酒精分でもたちどころに影響され、顔が赤くなったりするし、血液中の酒精分濃度が交通違反の水準になりうる。だから運転する方は、ホンモノでなく、疑似モノ麦水＝我が国の表現でいう「麦酒風味の清涼飲料」で辛抱して貰うことが必要なわけだ。そこは、疑似モノだけに出る幕があるのは、やむを得ない。

○麦水類の誤用法その6：一度だけで判断する

筆者の観察によれば、我が国の世間に麦水類がなかなか普及しなかった原因の一つは、多くの人が何時か何処かで何か一種類だけの麦水類を賞味して、途端に「何だ、こりゃ？」と反応し、もう二度と呑もうとしなくなることだ。そうした否定的な判断が、上記の誤用法に当てはまる行動の結果であれば、二重三重に誤っている。

麦水類には、ホンモノ麦水と疑似モノとの区別があるし、どちらの範疇の中でも、製品によって酒精度にも味わいにも大きな差異がある。たとえばドイツ製で我が国に輸入されている中には麦酒よりも苦味が強い麦水だってある。だから、これからお話する活用法に従うときでも、「とりあえず！」麦水類という試し方は止めて、数種類の製品を試してから、諸兄弟の好みに合う製品があるか否かを判断してほしい。そこは、世界各地で世界各種の麦水あれこれを賞味してきた筆者の言うことを信じてほしいのだ。

○麦水類の活用法は？

さて、ようやく、本題たる麦水類の活用法に入る。ホンモノ麦水や疑似モノ麦水の出番は、どんな機会なのか？ 筆者が麦水の存在に気づき、それを愛好しつつ調査研究

を始めたのは、もう四半世紀も以前のことだ。元は、たとえば、人間ドックで肝機能に問題ありと指摘され、原因は酒類の飲み過ぎと推定されたので、とりあえず「3ヶ月の禁酒」をお医者さんに奨められたのが発端だ。

あれから長い道のりだった。あの当時の我が国では、高級な飲食店やホテルでも、麦水の用意がないのが通例だった。国際線の旅客機でも、我が国の航空会社の便では用意されていなかった。外国籍の航空機内でも、しばしば利用可能だったのに。そういう状況の中で麦水を探索するのは骨の折れることだったし、他に仲間もいなかった。

昨今では、そういう孤立無援の状況ではなく、疑似モノとはいえ、酒精度ゼロの麦酒風味飲料が、大手企業間での競争状態になる程度にまで普及してきた。隔世の感があり、麦水党として大いに心強いが、浮沈の激しい競争社会ゆえ、今の状況がいつまで続くか、日常の飲料として恒常的な地歩を築くことができるか、麦水類の将来はまだ見通せない。

諸兄姉は、御自分の明るく健康な暮らしを確立するために、ここは是非とも、麦水類の活用に舵を切ってほしい。間違っても、誤用して、麦水類の普及に水を差すことのないように願いたい。

○麦水類活用法その1：麦水類で休肝日！

まず、何と言っても、麦水類が光を放つのは、我々呑み助が休肝日を設けるときだ。筆者にとっては、禁酒3ヶ月という暗く長いチャレンジに乗り出した際、悩める呑兵衛の脳裏に、神仏の啓示の如く顕現した麦水、その御蔭で休肝でき、肝臓が健全に復活したのだから、まさに救いの神であり仏であった。この活用法は、本年1月号で話題にしたから、諸兄姉には既知の話。あとは各位による実行あるのみ。

なお筆者の場合、麦酒だと食事一回あたり1リットルほど呑むのが通例だが、麦水類なら小瓶や缶入りを一つだけで済む。経済的なうえ、食事時間が長引かない。女房どには一挙両得で、家内円満という副次的効果も大きい。

○麦水類活用法その2：風呂上がりに麦水類を

お湯がいっぱいのお風呂！それは我がニッポンでこそ日常的に味わえる生活文化で、その素晴らしさを倍加するのが、湯上がりにぐっと飲み干す冷えたビールだ。

筆者の場合、お風呂は就寝前に入るのが通例だから、湯上がりのイッパイは寝酒にもなる。それが身体によろしくないことは十二分に熟知している。わかっちゃいるけど、なんとやら。…その悪い癖を止めるため、お医者さまは水を飲めと指導なさるが、本人が持続的に実行可能でなければ絵に描いた餅。ただのお水では…？

そこで、麦水類の出番となる。やはり、ホップの苦味が利いた飲み物が、筆者の場合には、就寝前の精神安定作用において、群を抜いて優れている。

○麦水類の活用法その3：迎え酒の代わりに麦水類を

前夜の飲み過ぎで二日酔い。ノドがカラカラ、気分は不快。やけになって、迎え酒などという悪習に誘われるのが、昔も今も、凡人の弱さというもの。

筆者のような高齢者では、二日酔いになるほどは呑まなくなっているから、実際の経験はないが、そういうときに助け船になる可能性も麦水類にはある。諸兄姉は、そんな機会がないことを祈るが、人は元来、心弱い生き物だ。万一の場合は、こんな話があったなアーと思い出そう。

○麦水類活用法その4：昼食や立食パーティに麦水類を

ビジネスのうえで相手と昼間から食事したり、立食でパーティということは、世間一般によくある風習だ。外国人の場合、昼でも麦酒や葡萄酒を飲むことは至極普通の話。

それでも、我々は昼間から赤ら顔になるのは考えもの。そういうときに、えてして、世間では、ウーロン茶やらジュース類やらが選択される。しかし、和食でも洋食でも、ああいう飲み物では味わいが損なわれがちだ。そこで、麦水類の出番となる。食べるものは美味しくなるし、麦酒や葡萄酒を飲む人たちに囲まれても違和感が生じないから、話の輪にすんなり加われてビジネスもスムーズに進む。

とくに、同席する人の中に女性がいる場合などは、麦水類を何種類か備えている飲食店やパーティ会場を選ぶか否かが、ホスト側や幹事役の誠意や気配りの試金石となる。もうそういう時代になっているのではないか？時代の先端を行くためにも、若手の諸兄姉は、自分の身体を壊していないうち、つまり心の余裕があるときに、麦水類あれこれを賞味し熟知しておくような心構えをしておくことだ。

○麦水類で時代の先端を歩もう！

こうして、さまざまの観点からホンモノ麦水と疑似モノとを考察すると、筆者の推奨する麦水類は、健康上の問題を抱えた人物が、麦酒の代用品として暗い顔で選択する飲み物ではなく、センスあふれる女性たちが、おシャレで文化度の高い飲み物として明るく楽しく活用するような嗜好品なのだとなつてくる。現役世代の諸兄姉こそ、自ら進んで麦水類を愛好してほしい。それで、時代の先端に行くことの爽快さを他人の何倍も味わってほしい。

そして諸兄姉には、力を貸してほしい。あちこちで、折あるごとに麦水類を注文して、飲食物供給側の認知度を高めてほしい。麦水類を昼夜分かたず愛好し、仕事もはかどり、文化度も高まる。そういう健康で心豊かな人生を送れる日本にしようではありませんか！（この話、一段落）

トピック topic

1 危険な物への好奇心から

ちょっとした衝撃で爆発し、わずかな火花で燃え上がる。ただ身の回りにおいて感じないだけでそんな刺激的な物質が地球には溢れています。彼らには固有の名称がついており、人と同じでそれぞれ個性に溢れています。名前や性質を知ったらどんな用途に用いられるのか、どこに存在し、どうすれば作れるのかも知りたくなります。

危険な物に興味を湧くのは誰でもよくあることで、初めて関心を持ったのは中学生の頃でした。毒物や劇物・爆発物がどんなものか見てみたかったし、調べたかった。どうせなら研究してみたいとも思った。でも、それには知識が必要でした。そこで僕が見つけたのが危険物取扱者という資格でした。「こんな素晴らしい資格があるのか」と、とても興奮したのを覚えています。学校の授業は嫌いでしたが興味のあることは別でした。そしてこの資格の取得を目指している高知工業高校工業化学科に入学しました。

2 自由気ままに学ぶ

入学してからも興味が尽きることはなく自然科学部に入学し、出来ることは限られていましたが発火実験などを何度も行いました。工業化学科では資格取得のための補習が行われていましたが参加しませんでした。みんなとは別に自然科学部で一人黒板に書いて想像しながら学習しました。好きな事なので覚えようと考えずに純粋に興味で勉強していました。熱中すれば暗記しなくても勝手に覚えてしまうことはゲームと同じです。この頃には好きが高じて愛情すら感じていたように思います。しかし法令はあまり興味がなかったので少し苦労しました。一人で好き勝手に勉強することはみんなと違いリスクを伴います。でも、興味のないことを机に座って必死に覚えるより、外を散歩しながら好奇心のままに学ぶことこそが本当の勉強であり学習だという確信がありました。だからこそ心



吉岡 建文 よしおか けんぶん
高知県立高知工業高等学校
工業化学科3年

配はありませんでした。勉強とは楽しみながら好き勝手にやることであると僕は思います。そしてその考えが危険物取扱者乙種そして甲種の合格につながったと思います。

3 油断していた乙種1類

最初に受験したのは乙種4類で、一発合格しました。目標は甲種取得だったので甲種を受験するために乙種4類と同様に1種,3種,5種を取得する必要があったので一度に3つを受験することにしました。乙種4類と違い物理・化学や法令がないため危険物の性質のみです。正直、法令がなくなったので簡単だろうと思っていました。おまけに火薬などにも興味を持っており、その過程で酸化性固体の性質を自分で調べていたので、「1種は大丈夫だろう」と勝手な思い込みをしていました。

試験当日、3つを同時に受けましたが油断していたためか、あまり答えに自信がありませんでした。そして3種と5種は合格しましたが、手を抜いていた1種は不合格でした。その後、きちんと勉強して1種だけを取り直しました。覚えただけの知識と油断のせいで一発合格を取りこぼしましたが、この悔しさは実際不合格を経験してこそのもので、この失敗を今後の自分の財産にしていきたいと思います。やはり本を読んだだけで、経験もしていないことに対して知ったつもりになるのはよくないと身をもって感じました。

4 甲種

必要な分の乙種を取って、いよいよ甲種の受験です。2種と6種は新しく学ぶことだし、物理・化学や法令も乙種より難しくなっています。この時、僕は3年生になったばかりで進学を意識しており、少し資格に気が回っていませんでした。成績のためつまらない授業を受けるのは退屈でした。それでも一発合格したかったので放課後、一人で勉強していました。乙種のようなリラックスした感じではなかったけれど、今まで悔しい思いをしても楽しく学んできたことを復習しながら知識を付け足していきました。なんとか忙しい中やっていたのですが、資格試験を危険物の他にもいくつか受験しようとしていたことと、その試験日が学校のテスト期間とかぶっていたことから、少し慌てて手が回らず受験することになりました。

結果、僕は危険物の性質と物理・化学は問題なかったのですが法令をあと一問のところまで逃がしてしまい不合格となりました。またもや一発合格を果たせませんでした。自分の計画性の無さが不甲斐ない結果を招いてしまいました。自分のミスがなければこんなややこしいことにはならなかったし、何より僕自身の愛が足りない証拠だと痛感しました。またも忙しい中、無駄を極力省いて学習しましたが忙しいのは僕だけではありません。全国の

資格受験者たちも皆、忙しい中時間をつくり、そして合格を勝ち取っています。僕はやはりあまい人間だと感じました。そんな自分に別れを告げるためにも、今度こそ合格しようと思い学習しました。自分の知識の証明というよりは、自分の興味に対する愛情の証明としてやっていたような気がします。そして僕は見事合格を果たしました。

5 その後の気持ち

晴れて合格を果たしましたが、僕自身どうも何か気に入りませんでした。正直、危険物取扱者甲種を取ったということだけで自分の愛を表現したつもりになっている自分に対する情けない気持ちでした。資格を取った人は全国に何人もいるし、そんなことでいちいち舞い上がるのは非常にくだらないと感じました。これはゴールではなくひとつの小さな通過点に過ぎません。この資格取得を次の過程に生かさなくては死んだ知識となってしまいます。純粹に自分の興味のみで学ぶ限り、その興味が尽きない限り、終わりはありません。人を突き動かす原動力は「好きだ」という強い気持ちであり、それが今回の甲種取得につながりました。

これをきっかけとし、さらに魅力的で深みのある科学の世界に進みたいと強く感じさせる経験でした。

消防庁の通知・通達等

◆「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」の一部改正について

消防予第81号 平成27年2月27日

消防庁予防課長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・政令指定都市消防長 あて

要旨

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第1条の2第2項後段の規定については、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年4月15日付消防予第41号・消防安第41号。以下「41号通知」という。）、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成20年8月28日消防予第200号）及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成21年3月31日付消防予第131号）により解釈及び運用をお願いしているところです。

今般、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「368号政令」という。）による令の改正により、令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物並びに（6）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）について、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備の設置が義務付けられたことから、これらの防火対象物の用途に供される部分に対し、368号政令等による改正後の消防用設備等に係る技術上の基準が適切に適用されるよう、41号通知を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

～以下略～

◆消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の交付について

消防予第82号 平成27年2月27日

消防庁次長

各都道府県知事 各指定都市市長 あて

要旨

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第10号。以下「改正省令」という。）が平成27年2月27日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）の施行に当たり、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第1条の2第2項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないこととした防火対象物の用途に供される部分以外の部分における自動火災報知設備等の技術上の基準の整備を行うとともに、火災発生時に避難が困難な者を主として入所させる有料老人ホーム等の用途に供される部分が存する特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備の技術上の基準について所要の規定の見直しを行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

～以下略～

◆消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）

消防予第130号 平成27年3月27日

消防庁予防課長

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 あて

要旨

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成26年10月16日付け消防予第412号)により、消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成26年総務省令第80号。以下「改正規則」という。）等の公布について通知したところですが、改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）等の運用に当たっては、下記事項にご留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言であること、また、本通知の内容については厚生労働省医政局地域医療計画課と協議済みであることを申し添えます。

～以下略～

◆平成27年度危険物事故防止アクションプランの取組について

消防危第54号 平成27年3月26日

消防庁危険物保安室長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長 あて

要旨

危険物行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、危険物施設等における事故防止対策については、「危険物事故防止の推進について」（平成15年5月30日付け消防危第56号）に基づき、「危険物等事故防止対策情報連絡会」（以下、「連絡会」という。）を設け、毎年度「危険物事故防止アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定し、官民一体となった事故防止対策を推進しているところです。

消防庁では、今年度も連絡会を開催し、関係団体・機関で取り組むための重点項目を定めた平成27年度アクションプランを別添のとおり取りまとめました。

当該アクションプランは、官民一体となった事故防止対策を自主的、積極的に推進していくものであることから、貴職におかれましても、平成27年度アクションプランに基づいた指導を適時適切に行っていただきますようお願い致します。

また、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知され、危険物事故防止の推進について御配慮をお願いいたします。

※ 全文については、消防庁ホームページに掲載されておりますので参照ください。
<http://www.fdma.go.jp/>

業務報告

2月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種	4,308	1,469	34.1
乙種第1類	2,009	1,356	67.5
乙種第2類	1,610	1,099	68.3
乙種第3類	1,907	1,330	69.7
乙種第4類	37,796	11,180	29.6
乙種第5類	2,051	1,492	72.7
乙種第6類	2,435	1,678	68.9
乙種計	47,808	18,135	37.9
丙種	4,723	2,260	47.9
合計	56,839	21,864	38.5

□危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、秋田、福島、茨城、埼玉、東京、神奈川、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、宮崎、沖縄

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	211	61	28.9
甲種第1類	944	313	33.2
甲種第2類	357	136	38.1
甲種第3類	411	132	32.1
甲種第4類	1,974	758	38.4
甲種第5類	385	134	34.8
甲種計	4,282	1,534	35.8
乙種第1類	364	157	43.1
乙種第2類	85	27	31.8
乙種第3類	98	27	27.6
乙種第4類	2,143	692	32.3
乙種第5類	98	45	45.9
乙種第6類	2,238	1,047	46.8
乙種第7類	1,067	667	62.5
乙種計	6,093	2,662	43.7
合計	10,375	4,196	40.4

□消防設備士試験実施支部等

北海道、青森、岩手、栃木、埼玉、千葉、東京、福井、山梨、長野、広島、香川

2月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	7,934	134,660	2,417	25,660	10,351	160,320
本籍等の書換え	109	1,618	13	193	122	1,811
写真書換え	7,678	101,553	840	11,226	8,518	112,779
再交付	846	10,662	52	884	898	11,546
計	16,567	248,493	3,322	37,963	19,889	286,456

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

3月の試験実施結果

■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種	1,141	378	33.1
乙種第1類	675	484	71.7
乙種第2類	718	475	66.2
乙種第3類	887	624	70.3
乙種第4類	15,511	5,227	33.7
乙種第5類	799	584	73.1
乙種第6類	933	659	70.6
乙種計	19,523	8,053	41.2
丙種	1,105	518	46.9
合計	21,769	8,949	41.1

□危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、宮城、栃木、埼玉、東京、神奈川、新潟、福井、滋賀、奈良、広島、香川、福岡

■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	139	35	25.2
甲種第1類	1,725	519	30.1
甲種第2類	352	142	40.3
甲種第3類	360	100	27.8
甲種第4類	2,986	1,132	37.9
甲種第5類	349	115	33.0
甲種計	5,911	2,043	34.6
乙種第1類	308	111	36.0
乙種第2類	86	43	50.0
乙種第3類	108	29	26.9
乙種第4類	1,740	504	29.0
乙種第5類	114	57	50.0
乙種第6類	3,212	1,569	48.2
乙種第7類	944	556	58.9
乙種計	6,512	2,869	44.1
合計	12,423	4,912	39.5

□消防設備士試験実施支部等

秋田、茨城、東京、神奈川、新潟、岐阜、静岡、三重、大阪、熊本、沖縄

3月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	21,806	156,466	3,485	29,145	25,291	185,611
本籍等の書換え	151	1,769	14	207	165	1,976
写真書換え	7,275	108,828	795	12,021	8,070	120,849
再交付	915	11,577	62	946	977	12,523
計	30,147	278,640	4,356	42,319	34,503	320,959

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

危険物取扱者試験日程（願書受付が6・7月にかかる日程分を抜粋）

支 部 名	試験日		受付期間				甲種	乙種						丙種
			電子申請		書面申請			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
	月 日	曜日	開始日	締切日	開始日	締切日								
北海道	8月 9日	日	6月27日	7月 5日	6月30日	7月 8日	甲	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙
宮 城	7月19日	日	5月25日	6月 2日	5月28日	6月 5日	甲	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙
	9月13日		7月20日	7月28日	7月23日	7月31日								
秋 田	7月26日	日	6月12日	6月23日	6月15日	6月26日	甲	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙
山 形	7月11日	土	5月22日	5月31日	5月25日	6月 3日	甲	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙
	7月18日		5月29日	6月 7日	6月 1日	6月10日								
埼 玉	7月12日	日	6月 8日	6月19日	6月11日	6月22日	甲	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙
	7月19日													
東 京	7月19日	日	5月18日	5月29日	5月21日	6月 1日	甲	-	-	-	-	-	-	-
	7月25日	土	5月25日	6月 5日	5月28日	6月 8日					乙4			
	8月 1日		6月 1日	6月12日	6月 4日	6月15日	-	乙1	乙2	乙3	-	乙5	乙6	丙
	8月 8日	6月15日	6月26日	6月18日	6月29日	甲		-	-	-	-	-	-	-
	8月21日	金	6月29日	7月10日	7月 2日		7月13日							
	8月29日	土	7月 6日	7月18日	7月 9日	7月21日	-	-	-	-	-	-	-	
	9月 5日		7月13日	7月24日	7月16日	7月27日								甲
	9月12日	金	7月13日	7月24日	7月16日	7月27日	-	-	-	-	-	-	-	
	9月18日													乙4
9月27日	日	7月27日	8月 7日	7月30日	8月10日	甲	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙	
神奈川	8月 9日	日	6月19日	7月 3日	6月22日	7月 6日	甲	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙
新 潟	8月30日	日	7月12日	7月26日	7月15日	7月29日	甲	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙
愛 知	7月 5日	日	5月29日	6月 7日	6月 1日	6月10日	-	乙1	乙2	乙3	-	乙5	乙6	丙
	7月12日							-	-	-	乙4	-	-	-
滋 賀	8月 2日	日	6月19日	6月27日	6月22日	6月30日	甲	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙
奈 良	8月23日	日	7月 3日	7月10日	7月 6日	7月13日	甲	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙

消防設備士試験日程（願書受付が6・7月にかかる日程分を抜粋）

支 部 名	試験日		受付期間				特類	甲種					乙種																			
			電子申請		書面申請			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類													
	月 日	曜日	開始日	締切日	開始日	締切日																										
北海道	8月 9日	日	6月27日	7月 5日	6月30日	7月 8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
青 森	8月22日	土	7月 3日	7月14日	7月 6日	7月17日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
	8月23日	日																														
	8月30日																															
岩 手	8月22日	土	6月28日	7月 6日	7月 1日	7月 9日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
	8月23日	日																														
宮 城	7月26日	日	6月 1日	6月 9日	6月 4日	6月12日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
秋 田	8月 9日	日	6月23日	7月 5日	6月26日	7月 8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
山 形	9月 5日	土	7月18日	7月26日	7月21日	7月29日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
福 島	9月 5日	土	7月 5日	7月14日	7月 8日	7月17日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
茨 城	8月30日	日	6月27日	7月12日	6月30日	7月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
栃 木	9月13日	日	7月 3日	7月14日	7月 6日	7月17日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
群 馬	8月23日	日	6月30日	7月11日	7月 3日	7月14日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
埼 玉	8月30日	日	7月18日	7月27日	7月21日	7月30日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
千 葉	8月23日	日	6月15日	7月11日	6月18日	7月14日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
東 京	7月18日	土	5月18日	5月29日	5月21日	6月 1日	-	甲1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	7月26日	日	5月25日	6月 5日	5月28日	6月 8日		乙4																								
	8月 9日		6月 8日	6月19日	6月11日	6月22日		甲4																								
	8月22日	土	6月15日	6月26日	6月18日	6月29日		-											-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	乙6	-
	9月 9日	水	7月 6日	7月18日	7月 9日	7月21日		甲1											-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9月19日	土	7月20日	7月31日	7月23日	8月 3日																										
9月26日	7月27日		8月 7日	7月30日	8月10日	甲4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
神奈川	9月 6日	日	7月10日	7月24日	7月13日	7月27日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7													
富 山	8月 8日	土	6月21日	6月30日	6月24日	7月 3日	-	甲1	甲2	-	-	甲5	乙1	乙2	-	乙4	乙5	-	乙7													
	8月 9日	日					特類	-	-	甲3	甲4	-	-	-	乙3	-	-	乙6	-													

石川	7月25日	土	6月5日	6月14日	6月8日	6月17日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
福井	8月23日	日	7月5日	7月12日	7月8日	7月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
山梨	8月22日	土	7月5日	7月12日	7月8日	7月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
長野	8月23日	日	6月27日	7月7日	6月30日	7月10日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	8月30日																		
岐阜	7月26日	日	6月15日	6月23日	6月18日	6月26日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
静岡	8月2日	日	6月12日	6月22日	6月15日	6月25日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
愛知	8月9日	日	7月3日	7月12日	7月6日	7月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
三重	8月1日	土	6月1日	6月12日	6月4日	6月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
京都	7月19日	日	5月29日	6月7日	6月1日	6月10日	-	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	7月26日						特類												
大阪	7月19日	日	5月24日	5月31日	5月27日	6月3日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
兵庫	8月1日	土	6月12日	6月22日	6月15日	6月25日	-	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	8月2日	日					特類												
和歌山	8月16日	日	6月19日	6月26日	6月22日	6月29日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
鳥取	7月26日	日	5月29日	6月12日	6月1日	6月15日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
島根	8月30日	日	6月27日	7月11日	6月30日	7月14日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
岡山	8月30日	日	7月6日	7月14日	7月9日	7月17日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
広島	8月30日	日	7月4日	7月13日	7月7日	7月16日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
山口	9月6日	日	7月3日	7月14日	7月6日	7月17日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
徳島	9月6日	日	7月6日	7月18日	7月9日	7月21日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
香川	8月23日	日	6月26日	7月5日	6月29日	7月8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
愛媛	8月9日	日	6月19日	6月29日	6月22日	7月2日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
高知	8月9日	日	6月22日	7月5日	6月25日	7月8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
佐賀	7月26日	日	6月5日	6月16日	6月8日	6月19日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
長崎	8月30日	日	6月19日	6月30日	6月22日	7月3日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
熊本	9月6日	日	7月18日	7月27日	7月21日	7月30日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
	9月13日																		
大分	8月30日	日	6月29日	7月11日	7月2日	7月14日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
宮崎	8月2日	日	6月13日	6月22日	6月16日	6月25日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
鹿児島	8月2日	日	6月19日	6月30日	6月22日	7月3日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
沖縄	7月12日	日	6月2日	6月9日	6月5日	6月12日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7



Voice...

編集後記

2015 May

北は桜、南は躑躅が目を愉ませてくれる季節、今まさに新緑萌える陽春真っ只中です。爽やかな日が続いて、気分爽快に仕事が捗りますね(笑)!!

読者の皆さんは、今年のゴールデンウィークを段取りよく超大型連休にして、旅行、レジャー、スポーツ等大いに愉しまれ、心身ともにリフレッシュされた方も多かったことでしょう。

今年度はVoice編集子が交替しました。新鮮味溢れ愛読される内容、誌面の充実に努めてまいりますので、引き続きご愛読いただきますようお願いいたします。

あなたの資格で、
社会と未来を守ります。

資格試験に
Challenge!

みんなの街を守る国家資格

インターネット
申請OK!

危険物取扱者

化学
工場

石油
タンク

ガソリン
スタンド

タンク
ローリー

消防設備士

警報
設備

消火器

屋内
消火栓

スプリンクラー
設備

松浦 雅

制作: (一財) 消防試験研究センター <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>



消防試験研究センターだより

Voice...

vol.348 平成27年5月発行

編集・発行

一般財団法人消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル19階

TEL.050(3803)9279(企画研究部) / FAX.03(5511)2751

ホームページ <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

モバイルサイト <http://www.shoubo-shiken.or.jp/m/>